

(3) 教育研究評議会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

教育研究評議会は、国立大学法人法第 21 条に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則に基づき、次のとおり本学の教育研究に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- ii) 中期計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- iii) 基本規則（本法人の経営に関する部分を除く。）、学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 教員人事に関する事項
- v) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- vi) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- vii) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- viii) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ix) その他本学の教育研究に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

教育研究評議会は、学長、学長が指名した理事（1 人）、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、学長が指名した附属学校長（1 人）、学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織されている。教育研究評議会規則において、「監事は、教育研究評議会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事に出席を求めている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

教育研究評議会は、原則、第 2 水曜日に開催。令和 5 年度においては、15 回（第 309 回～第 323 回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①学長選考・監察会議委員及び同予備委員の選出 ②新潟県次世代教員養成プログラム ③教員人事 ④名誉教授の選考 ⑤コース等における教員選考基準の改定 ⑥令和 6 年度概算要求（教育研究組織改革分（組織整備））の提出 ⑦第 4 期中期目標期間（令和 4 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書 ⑧大学教員人事計画 ⑨令和 6 年度概算要求 ⑩（株）内田洋行との包括的事業連携協定の締結 ⑪江戸川大学との協定締結等 ⑫ 専門職学位課程内におけるコース等の変更に伴う取扱いの制定 ⑬国立大学法人上越教育大学と新潟市教育委員会との包括連携に関する協定の締結 ⑭ 専門職学位課程内におけるコース等の変更 ⑮令和 6 年度学校教育学部教育課程の一部変更 ⑯（株）JMC との包括的事業連携協定の締結 ⑰大学院学校教育研究科と学校教育学部のコース再編に伴う教員組織と教育組織の一体的運営体制の整及び同整備に伴う学則等の改正 ⑱大学教員人事計画の改定 ⑲上越教育大学教職大学院スタンダードの策定 ⑳上越教育大学学部スタンダードの改訂 ㉑上武大学及び大分県立芸術文化短期大学との協定締結等 ㉒テニユア審査基準 ㉓いじめ・生徒指導研究研修センター

の整備に伴う学内規則等の改正 ⑳令和4年度組織及び各教員の自己点検・評価 ㉑本学専門職学位課程評価基準に係る自己点検・評価結果 ㉒令和6年度からの教員組織と教育組織の一体的運営体制の整備に伴う学内規則等の改正 ㉓個人情報保護規程等の一部改正 ㉔郡山女子大学及び郡山女子大学短期大学部との協定締結等 ㉕部局長等の選考 ㉖経営協議会学外委員の選考 ㉗履歴書・教育研究業績書について ㉘大学教員人事計画の策定に係る基本方針等の一部改正 ㉙教職大学院「遠隔教育活用修学プログラム」の導入 ㉚「学部・大学院5年一貫教育プログラム」の導入 ㉛長野大学との「多様な教員人材育成修学プログラム」の導入に係る覚書の締結 ㉜学則の一部改正 ㉝年俸制適用職員業績評価等要項の一部改正 ㉞教員選考手続細則の一部改正 ㉟障害者差別解消推進役職員対応規程の一部改正 ㊱ハラスメント等防止規則の一部改正 ㊲職員懲戒規程の一部改正 ㊳大学教員サバティカル制度規程の一部改正 ㊴職員表彰規程の一部改正 ㊵大学教員表彰実施要項の一部改正 ㊶附属学校教員教職大学院修学研修制度の導入 ㊷第4期中期目標・中期計画に係る令和6年度年次計画 ㊸令和6年度自己点検・評価の実施計画 ㊹事務組織規則の一部改正 ㊺独立行政法人国際交流基金と国立大学法人上越教育大学との日本語パートナーズ派遣事業教職志望学生推薦プログラムに関する協定の締結 ㊻文部科学省「地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の樹の強化」事業への申請 ㊼大学教員人事における配置要望から選考開始の発議までの手続き ㊽学長選考・監察会議委員の選出等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

今年度は特に経営等人材の確保・育成方針の策定、教員組織と教育組織の一体的運営体制の整備及び大学教員人事計画について審議し、重点的な検討を行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教育研究評議会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分な成果を上げている。特に、教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から、役員、教員及び事務系職員で教育研究評議会を構成している。なお、監事及び学長特別補佐に毎回出席を求め、意見を聴取しているため、本学の運営に関し多様な意見が反映されている。